

## 令和5年度目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第

令和5年11月13日(月) 午後3時～

総合庁舎4階 特別会議室

### ○ 審議会（進行：会長）

#### 1 開会

（傍聴者があれば入場）

#### 2 資料に関する説明、質疑応答

配付資料の確認

- ・ 第1回会議録
- ・ 財政収支見通しに係る参考資料
- ・ 資料1 審議会の論点整理
- ・ 資料2 答申に向けた検討素材（盛り込む内容・論点の確認等資料）

#### 3 審議

- （1）議員報酬、区長等特別職の給料の額及び期末手当の額について
- （2）施行時期について

#### 4 今後の進め方

#### 5 閉会

終 了

#### 【今後の予定】

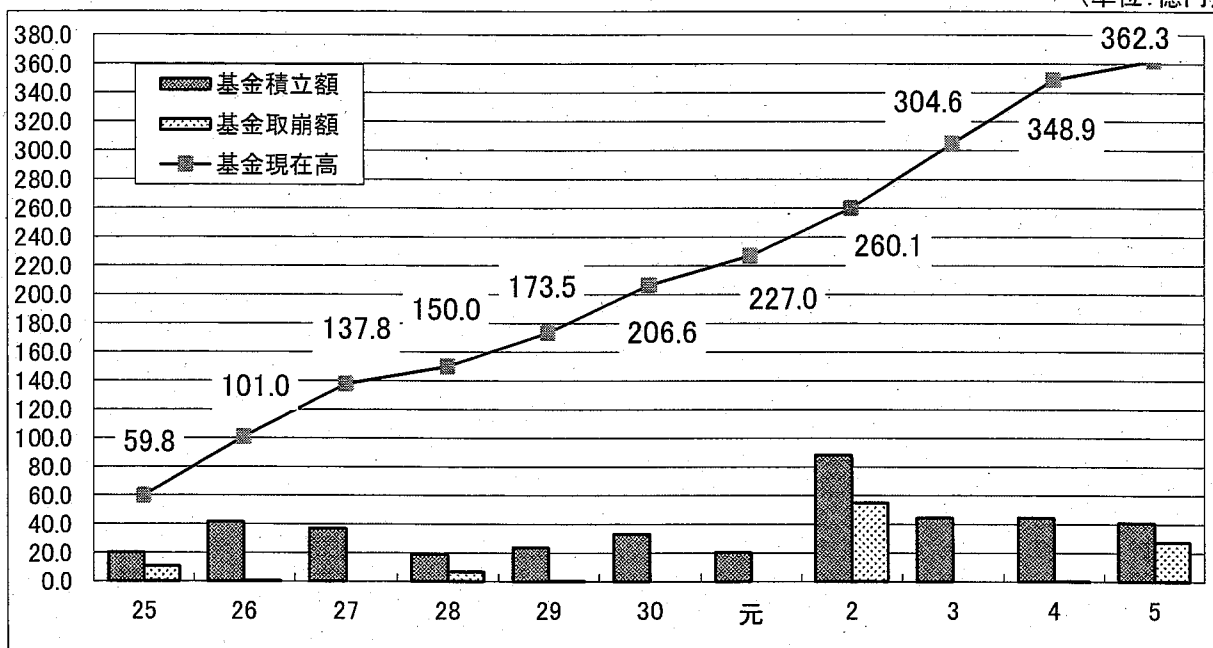
第3回 審議会 11月20日(月) 午前10時30分～

目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

# 財政収支見通しに係る参考資料

## 1 財政調整基金の積立額・取崩額・現在高

(単位:億円)



	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
基金積立額	20.1	41.6	36.8	19.0	23.6	33.1	20.4	88.1	44.5	44.4	40.9
基金取崩額	10.6	0.4	0.0	6.8	0.2	0.0	0.0	55.0	0.0	0.1	27.5
基金現在高	59.8	101.0	137.8	150.0	173.5	206.6	227.0	260.1	304.6	348.9	362.3

5年度は補正2号(9月補正)後

## 2 財政調整基金の積立、取崩のルール

目黒区では、経済事情の変動その他により財源に不足の生じたときのため財政調整基金を設置し(目黒区財政調整基金条例第1条)、経済事情の変動その他により財源に不足を生じ、財源充当のため必要と認める場合に限りその全部又は一部を処分することができる(同条例第6条)、としています。

区の財政運営上のルールとして、決算余剰金の2分の1を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てること、やむを得ず基金を取り崩す場合でも金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも100億円を維持する、としています。

## 3 ふるさと納税による税減収額

(単位:億円)

	H30	R元	R2	R3	R4
税減収額	△ 16.2	△ 21.7	△ 22.1	△ 27.8	△ 34.2

## 審議会の論点整理

### I 議員報酬、区長等特別職の給料の額及び期末手当の額について

#### 1 議員報酬、特別職給料等の改定経過

- (1) 昨年は当審議会として、議員報酬及び区長等特別職の給料月額を据置き、特別給を引上げる旨の答申を行った。
- (2) 現行の議員報酬、区長等特別職給料等は昨年の当審議会答申に沿って令和5年4月1日付の条例改正により支給している。
- (3) 平成23年～平成27年まで緊急財政対策に伴う特例減額措置を実施しており、この間は勧告を反映した改正は行っていない。
- (4) 議員報酬は平成22年、平成26年、平成27年の当審議会諮問の対象外とし、平成28年の答申を踏まえた改正も見送っている。
- (5) 区長等の常勤の特別職には給料月額の20%の地域手当が支給されている(26年度までは18%)。
- (6) 議員報酬及び特別職給料の期末手当の支給月数には、平成22年度以降の特例減額や改正の見送り等の経過から差異が生じている。

※「勧告」＝特別区人事委員会勧告

#### 2 令和5年の勧告の概要と試算

- (1) 令和5年勧告は、月例給3,722円(0.98%)、特別給0.10月(4.55月→4.65月)の引上げとなっている。
- (2) 議員報酬、特別職給料等年額の現行額及び、令和5年勧告を反映させた試算額の比較は別表1のとおりである。

※勧告では若年層に重点を置きつつ月例給を引き上げるとしていることから、部長級職員の改定率(0.30%)を月例給に反映させ、その場合の試算額は別表2のとおりである。

### II 施行時期について

- 1 一般職員については、増額改定の場合は4月1日に遡って施行し、減額改定の場合は遡らないが所要の措置を行っている。
- 2 区長等の特別職は慣例として遡及しておらず、早期に反映させる趣旨から改正の翌月から実施している。

■ 区長等特別職の現行本則に令和5年10月11日付け勧告(改定率0.98%)を反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	区長	副区長	教育長	代表監査
	令和5年4月1日給料月額(令和2年1月1日施行)		1,055,000	844,000	738,000	628,000
	現本則年収	A	21,432,325	17,145,860	14,992,470	12,757,820

■現行本則に令和5年10月11日付け勧告を反映した給料月額		0.98	1,065,000	852,000	746,000	634,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.50月⇒3.60月)	B	21,815,460	17,452,368	15,281,064	12,986,856
	改定差額(B-A)		383,135	306,508	288,594	229,036

注:年収=(給料月額+地域手当)×12+期末手当

● 議員の現行本則に令和5年10月11日付け勧告(改定率0.98%)を反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
	令和5年4月1日報酬月額(令和2年1月1日施行)		902,000	789,000	655,000	625,000	596,000
	現本則年収	C	15,336,255	13,414,972	11,136,637	10,626,562	10,133,490

■現行本則に令和5年10月11日付け特別区人勸を反映した報酬月額		0.98	911,000	797,000	662,000	632,000	602,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.45月⇒3.55月)	D	15,621,373	13,666,558	11,351,645	10,837,220	10,322,795
	改定差額(D-C)		285,118	251,586	215,008	210,658	189,305

注:年収=報酬月額×12+期末手当

■ 区長等特別職の現行本則に、部長級職員の改定率(0.3%)を月例給に反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	区長	副区長	教育長	代表監査
	令和5年4月1日給料月額(令和2年1月1日施行)		1,055,000	844,000	738,000	628,000
	現本則年収	A	21,432,325	17,145,860	14,992,470	12,757,820

■ 現行本則に部長級職員の改定率(0.30%)を反映した給料月額		0.30	1,058,000	847,000	741,000	630,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.50月⇒3.60月)	B	21,672,072	17,349,948	15,178,644	12,904,920
	改定差額(B-A)		239,747	204,088	186,174	147,100

注:年収=(給料月額+地域手当)×12+期末手当

● 議員の現行本則に、部長級職員の改定率(0.3%)を月例給に反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
	令和5年4月1日報酬月額(令和2年1月1日施行)		902,000	789,000	655,000	625,000	596,000
	現本則年収	C	15,336,255	13,414,972	11,136,637	10,626,562	10,133,490

■ 現行本則に部長級職員の改定率(0.30%)を反映した給料月額		0.30	905,000	791,000	658,000	628,000	598,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.45月⇒3.55月)	D	15,518,488	13,563,673	11,283,055	10,768,630	10,254,205
	改定差額(D-C)		182,233	148,701	146,418	142,068	120,715

注:年収=報酬月額×12+期末手当

答申に向けた検討素材（盛り込む内容・論点の確認等資料）

■ 「はじめに」として

- 当審議会は、令和5年10月24日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から、意見を求める旨の諮問を受けた。
- 区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。
- 審議に際しては、令和5年の特別区人事委員会勧告をはじめ、目黒区の令和5年度一般会計予算の状況、令和4年度から6年度までの財政収支の見通し等の説明を受けた。
- 議員報酬・特別職給与及び期末手当の23区比較、報酬・給料等の改定経過、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料のほか、今後の区財政の収支見通しなどを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を重ねた。

■ 「議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の額」について

(1) 議員報酬及び区長等の給料の額並びに期末手当の経過

- 議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、議員報酬の減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。
- その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区議会の意向を踏まえ、区議会議員の報酬等に関しては条例改正案の提出を見送ることとした。
- 区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成23年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了に伴い、平成27年4月に本則に復した後は、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率並びに一般職員の給与額との均衡を勘案し、直近では、令和5年4月に改定を行っている。

- こうした経過を経て、現在、23区の議員報酬、特別職給与年額の比較（令和5年6月1日現在）によると、議員の報酬年額は23区中21位、区長の給与年額は23区中17位と、23区の中で比較的下位に位置している。

## (2) 議員及び区長等特別職の役割と職責

- 区の財政は、ロシアによるウクライナ侵略に端を発する世界規模での不確実性の高まりや、原油価格をはじめとした物価高騰などが生じたことにより、景気の先行きを見通すことが難しい状況にあったが、令和4年度決算では、特別区税が過去最高額を更新するなど、歳入一般財源としては、前年度比18億円の増となった。

歳入の見通しについては、企業収益や雇用情勢のさらなる改善が期待される一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・原材料価格高騰の状況や、ふるさと納税の影響による減収影響に加え、国による新たな税源偏在是正の動きなどの懸念がある。

歳出面では、子育て支援施策の拡充や光熱費の高騰に伴う経常的経費の増加が続いており、物価高騰をはじめとした喫緊の課題に対応していく必要がある。あわせて、限られた財源の中で基本計画や実施計画に定める取組、行財政運営基本方針に定めた6つの重要課題への対応、そして、中長期的には、学校施設をはじめとした区有施設の更新など、区政の諸課題にも取り組む必要がある。

- 予断を許さない状況が続くものと見込まれる本区の財政状況の下で、持続可能な行財政運営及び効果的かつ区民満足度の高い区政を更に推進していくことが、強く求められている。
- 区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。
- 二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を発揮しながら、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担っており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

## (3) 検討に当たっての留意点

- 議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費及びその他経済情勢等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される本区一般職員の給与の状況を十分考慮する必要がある。
- 区議会議員及び区長等特別職の役割と職責は、ますます重くなる傾向

にあるが、報酬等を検討する場合は、一般職員の給与との均衡、本区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。

- こうした視点・経過を踏まえ、議員報酬、区長等特別職の給料等の額の検討に当たっては、月例給、特別給（期末手当）を含む年額ベースで総合的に比較検討を行う必要がある。

#### （４）改定の試算

- 令和５年１０月１１日に行われた特別区人事委員会勧告は、職員の月例給で３，７２２円（０．９８％）の公民較差を解消するため、月例給については初任給、若年層に重点を置きつつ全ての級及び号給で１，０００円以上の給与月額を引上げること、また、期末・勤勉手当を０．１月分引上げること（現行４．５５月→４．６５月）を勧告するものである。
- これまでの経過も踏まえ、議員報酬及び区長等特別職の給料額等について、一般職員の給与との均衡を失しないこと、それぞれの職責に見合った額となることや各職との均衡を確保すること等に配慮する観点から試算を行う必要がある。

#### ■ 改定の実施時期について

- 一般職員については、増額改定の場合は４月１日に遡って施行し、減額改定の場合は、遡らないが所要の措置を行っている。
- 区長等の特別職については、これまで、慣例として遡及はしないこととし、できる限り早期に反映させることが妥当であるとして、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。
- これらの状況を勘案し、施行時期を条例改正直後とするものの適否について、検討を行う。

#### ■ 「審議のまとめ」に向けて

- 以上を踏まえ慎重に審議した結果として、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、答申としてまとめる必要がある。
- 一般職員の給与改定については、現在、区長会において労使交渉が行われており、当審議会の最終のまとめと並行している。当審議会は、特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与条例の改正が行われることを前提に、検討し、結論を出すものであり、答申には、審議結果のまとめ、各職ごとの改定額及び改定の実施時期について書き込むものである。



■ 「意見・要望」、「おわりに」として

以下のような内容を意見・要望として盛り込むか検討する必要がある。

- ・ 企業収益や雇用情勢のさらなる改善が期待される一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・原材料価格高騰の状況や、ふるさと納税の影響による減収、国による新たな税源偏在是正の動きなどの懸念がある。このような区の財政状況の中で、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、区民の負託に応えるべく、持続可能な行財政運営及び効果的かつ区民満足度の高い区政を更に推進すること。
- ・ 二元代表制の一翼を担う区議会においては、区的意思決定と行政のチェックを行う機関としての役割と職責を更に果たすこと。
- ・ 限られた財源の中で区政の重要課題への対応を確実に進めていくこと、また区有施設の更新などの諸課題にも取り組むことを要望すること。
- ・ 当審議会の審議内容を最大限尊重し、実施に向けて努力すること。

以 上